

## ○大和市自立支援給付費の支給等に関する規則

平成18年3月30日規則第38号

改正沿革

大和市自立支援給付費の支給等に関する規則  
題名改正〔平成25年規則25号〕

(趣旨)

**第1条** この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に規定する自立支援給付に係る事務について、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成25年規則25号〕

条履歴

(定義)

**第2条** この規則における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(介護給付費、訓練等給付費又は地域相談支援給付費の支給申請等)

**第3条** 介護給付費、訓練等給付費又は地域相談支援給付費の支給の決定を受けようとする障がい者又は障がい児の保護者は、介護給付費訓練等給付費地域相談支援給付費特定障害者特別給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定(地域相談支援給付費を除く。)による申請をした者が**政令第17条第2号から第4号まで**に定める額の適用(以下「利用者負担額減額免除」という。)を受けようとするときは、前項の申請書にあわせて、世帯状況・収入・資産等申告書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請をした者が次条第2項に規定する支給の決定前において当該申請を取り下げようとするときは、申請取下届により市長に届け出なければならない。

一部改正〔平成18年規則83号・24年25号・25年25号〕

条履歴

(介護給付費、訓練等給付費又は地域相談支援給付費の支給決定等)

**第4条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、**法第21条第1項**の規定による障害支援区分の認定を行い、障害支援区分認定通知書により申請をした者に通知した後、市長が別に定める基準(以下「支給決定基準」という。)により支給の要否について決定し、支給の決定を行う場合には、支給決定基準により支給期間及び障害福祉サービス又は地域相談支援の種類ごとに1月を単位とした支給量を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により介護給付費、訓練等給付費又は地域相談支援給付費の支給の決定を行った場合においては介護給付費訓練等給付費地域相談支援給付費特定障害者特別給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書により、介護給付費、訓練等給付費若しくは地域相談支援給付費の不支給の決定又は利用者負担額減額免除を却下した場合においては却下決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する支給の決定の通知において、介護給付費又は訓練等給付費においては障害福祉サービス受給者証を、地域相談支援給付費においては地域相談支援受給者証を併せて交付するものとする。

一部改正〔平成18年規則83号・24年25号・25年25号〕

条履歴

(利用者負担上限額管理事務依頼届出等)

**第4条の2** 前条第1項の規定による支給の決定に基づき、介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費、特例介護給付費、特例訓練等給付費又は特例地域相談支援給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給の決定を受けた障がい者又は障がいの保護者(以下「支給決定障がい者等」という。)が1月を単位とした支給量を利用した結果、サービスに要する費用の額の100分の10の額が負担上限月額を超えることが見込まれる場合、支給決定障がい者等は利用者負担上限月額管理事務依頼(変更)届出書(第3項において「届出書」とい

う。)により利用者負担の上限月額を管理する者(次項及び第3項において「上限月額管理事業所」という。)を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、障害福祉サービス受給者証に同項の規定による上限額管理事業所を記載し、支給決定障がい者等へ交付するものとする。
- 3 支給決定障がい者等は、上限額管理事業所を変更する場合、届出書により市長に届け出なければならない。

追加〔平成19年規則62号〕、一部改正〔平成24年規則25号・25年25号〕

条履歴

(特例介護給付費、特例訓練等給付費又は特例地域相談支援給付費の支給の支給)

**第5条** 市長は、**法第29条第1項**に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設若しくは**法第5条第1項**に規定するのぞみの園により行われた**法第30条第1項第1号**に規定する指定障害福祉サービス等を受けたとき又は**法第30条第1項第2号**に規定する基準該当事業所若しくは基準該当施設(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)により行われた**同項第2号**に規定する基準該当障害福祉サービス又は**法第51条の15**に規定する指定相談支援(以下「基準該当障害福祉サービス等」という。)については、特例介護給付費、特例訓練等給付費又は特例地域相談支援給付費を支給するものとする。

一部改正〔平成24年規則25号〕

(特例介護給付費、特例訓練等給付費又は特例地域相談支援給付費の支給申請等)

**第6条** 特例介護給付費又は、特例訓練等給付費又は特例地域相談支援給付費の支給の決定を受けようとする障がい者又は障がい児の保護者は、特例介護給付費特例訓練等給付費特例地域相談支援給付費特例特定障害者特別給付費支給申請書に、同一の月に受けた基準該当障害福祉サービス等に要した費用の領収書(第16条第8項に規定するものをいう。)を添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請をした者(特例地域相談支援給付費を除く。)が**政令第17条第1項第2号から第4号まで**の規定のいずれかに該当する場合であって、利用者負担額減額免除の決定を受けようとするときは、前項の申請書に、世帯状況・収入・資産等申告書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

一部改正〔平成18年規則83号・24年25号〕

(特例介護給付費、特例訓練等給付費又は特例地域相談支援給付費の支給決定等)

**第7条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、支給決定基準に基づき支給の要否について決定するものとする。

- 2 市長は、前項の決定を行った場合には、特例介護給付費特例訓練等給付費特例地域相談支援給付費特例特定障害者特別給付費支給不支給決定通知書により前条第1項の規定による申請をした者に通知する。
- 3 特例介護給付費、特例訓練等給付費又は特例地域相談支援給付費の額は、**法第30条第3項第1号及び第2号**又は**第51条の15第2項**の規定に基づき、世帯状況、収入、資産その他の事情を勘案した額とする。

一部改正〔平成18年規則83号・24年25号・25年25号〕

条履歴

(介護給付費等の特例)

**第8条** 支給決定障がい者等が、災害又は**省令第32条**に規定する特別な事情があることにより、障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると市長が認めた場合については、当該支給決定障がい者等の介護給付費等(地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費は除く。)については、**法第29条第3項**又は前条第3項の規定により算定した額を超え、現に要した費用の範囲内で勘案し、支給するものとする。

全部改正〔平成18年規則83号〕、一部改正〔平成24年規則25号〕

(介護給付費等の支給変更申請等)

**第9条** 障害支援区分又は介護給付費等の支給の変更の決定を受けようとする支給決定障がい者等は、介護給付費訓練等給付費地域相談支援給付費特定障害者特別給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書により市長に申請をしなければならない。

- 2 利用者負担額減額免除の変更の決定を受けようとする支給決定障がい者等は、前項の申請書にあわせて、世帯状況・収入・資産等申告書その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

一部改正〔平成18年規則83号・24年25号・25年25号〕

条履歴

(介護給付費等の支給変更決定等)

**第10条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、支給決定基準に基づき支給の変更の要否について決定するものとする。

2 市長は、前項の支給の変更の決定を行った場合においては、障害支援区分の変更にあつては障害支援区分変更認定通知書により、介護給付費等の支給の変更にあつては介護給付費訓練等給付費相談支援給付費特定障害者特別給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書により、変更を却下した場合においては、却下決定通知書により前条第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

一部改正〔平成18年規則83号・24年25号・25年25号〕

条履歴

(支給決定取消通知書)

**第11条** 市長は、[法第25条第1項](#)又は[第51条の10](#)の規定により介護給付費等の支給の決定を取り消す場合は、当該取消しに係る支給決定障がい者等に対し、支給決定取消通知書により行うものとする。

一部改正〔平成24年規則25号〕

(受給者証)

**第12条** [法第22条第8項](#)に規定する受給者証は、障害福祉サービス受給者証とする。

2 [法第51条の7第8項](#)に規定する受給者証は、地域相談支援受給者証とする。

3 市長は、第1項の障害福祉サービス受給者証に必要な応じて、[法第77条](#)の規定に基づき本市が行う地域生活支援事業の支給の内容を記載することができる。

一部改正〔平成18年規則83号・24年25号〕

(受給者証記載事項変更届)

**第13条** [省令第22条](#)又は[第34条の48](#)に規定する届出書は、受給者証記載事項変更届とする。

一部改正〔平成24年規則25号〕

(受給者証再交付申請書)

**第14条** [省令第23条](#)又は[第34条の50](#)に規定する申請書は、受給者証再交付申請書とする。

一部改正〔平成24年規則25号〕

(障害支援区分認定証明書の交付)

**第15条** 市長は、支給決定障がい者等が本市とは別の市町村に居住地の変更を行い、支給決定を行う者が変更となる場合には、障害支援区分認定証明書を当該支給決定障がい者等に対し交付するものとする。

追加〔平成18年規則83号〕、一部改正〔平成24年規則25号・25年25号〕

条履歴

(介護給付費等の代理受領)

**第16条** 指定障害福祉サービス事業者等は、支給決定障がい者等が当該指定障害福祉サービス事業者等から障害福祉サービスを受けたとき(当該支給決定障がい者等が当該指定障害福祉サービス事業者等に受給者証を提示したときに限る。)は、当該支給決定障がい者等からの代理受領に関する委任に基づき、当該支給決定障がい者等が支払うべき当該障害福祉サービスに要した費用について、介護給付費等として当該支給決定障がい者等に対し支給されるべき額の限度において、当該支給決定障がい者等に代わり、支払いを受けることができる。

2 前項の支払いがあつたときは、支給決定障がい者等に対し、介護給付費等の支給があつたものとみなす。

3 指定障害福祉サービス事業者等は、第1項の支払いを受けた場合には、当該支給決定障がい者等に対し、介護給付費等の額を通知するものとする。

4 市長は、指定障害福祉サービス事業者等から介護給付費等の請求があつたときは、[法第29条第3項第1号](#)の厚生労働大臣が定める基準及び[法第43条第2項](#)の都道府県(指定都市等を含む。)の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準(指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。)又は[法第44条第2項](#)の都道府県(指定都市等を含む。)の条例で定める指定障害支援施設等の設備及び運営に関する基準(施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。

5 市長は、前項の規定による支払いに関する事務を[国民健康保険法\(昭和33年法律第192号\)第45条第5項](#)に規定する国民健康保険団体連合会(以下「国民健康保険団体連合会」という。)に委託することができる。

6 指定障害福祉サービス事業者等は、その提供した障害福祉サービスについて、第1項の規定により、当該障害福祉サービスの利用者である支給決定障がい者等に代わって介護給付費等の支払いを受ける場合は、当該障害福祉サービスを提供した際に、当該支給決定障が

い者等から利用者負担金として、介護給付費等の基準額から当該障害福祉サービス事業者等に支払われる介護給付費等の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 7 指定障害福祉サービス事業者等は、障害福祉サービスの提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払いをした支給決定障がい者等に対し、領収書を交付しなければならない。
- 8 前項の領収書には、障害福祉サービスについて、支給決定障がい者等から支払いを受けた費用の額のうち、介護給付費等に係るものとその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

一部改正〔平成18年規則83号・24年25号・25年25号〕

条履歴

(報告等)

- 第17条** 市長は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者若しくはその従業員又は指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者若しくはその従業員であったものに対して、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、これらのものに対して出頭を求め、若しくは当該職員に関係者に対して質問させ、又は指定障害福祉サービス事業者等若しくは指定一般相談支援事業者について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定による質問、検査等を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
  - 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔平成18年規則83号・24年25号〕

(計画相談支援給付費の支給申請等)

- 第18条** 市長は、第4条第1項又は第10条第1項の規定による支給の変更の要否の決定を行うに当たり必要と認められる場合は、当該介護給付費等の支給申請を行った障がい者又は障がい児の保護者に対し、サービス等利用計画案提出依頼書により指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。
- 2 前項の依頼を受けた障がい者又は障がい児の保護者は、計画相談支援給付費支給申請書に計画相談支援依頼(変更)届出書、サービス等利用計画案その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。
  - 3 市長は、前項の規定による申請を受け、計画相談支援給付費の支給の要否について決定した場合においては、計画相談支援給付費支給決定(却下)通知書により申請をした者に通知するものとし、支給の決定の通知においては、併せて必要事項を記載した障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証を交付するものとする。
  - 4 市長は、前項の支給決定において定めたモニタリング期間を変更する場合は、モニタリング期間変更通知書により前項の支給決定を受けた者(以下「計画相談支援対象障がい者等」という。)に通知するものとする。
  - 5 第16条第1項から第5項までの規定は、市長が指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者に地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費の支払いをするときについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第16条第1項	指定障害福祉サービス事業者等	指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者
	支給決定障がい者	地域相談支援又は計画相談支援支給決定障がい者等
	障害福祉サービス	指定地域相談支援又は指定計画相談支援
	介護給付費等	地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費
第16条第2項	支給決定障がい者	指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者
	介護給付費等	地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費
第16条第3項	指定障害福祉サービス事業者等	指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者
	支給決定障がい者	地域相談支援又は計画相談支援支給決定障がい者等

	介護給付費等	地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費
第16条第4項	指定障害福祉サービス事業者等	指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者
	介護給付費等	地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費
	法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準及び法第43条第2項の都道府県(指定都市等を含む。)の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準(指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。)又は法第44条第2項の都道府県(指定都市等を含む。)の条例で定める指定障害支援施設等の設備及び運営に関する基準(施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。)	厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準又は指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(指定地域相談支援事業又は指定計画相談支援事業の取扱いに関する部分に限る。)

6 市長は、法第51条の10第1項に規定する支給要件を満たさないと把握した場合は、省令第34条の49の規定に基づき、計画相談支援給付費支給決定取消通知書により計画相談支援対象障がい者等に通知するものとする。

追加〔平成18年規則83号〕、一部改正〔平成24年規則25号・25年25号〕

条履歴

(高額障害福祉サービス等給付費の申請書等)

**第19条** 高額障害福祉サービス等給付費の支給の決定を受けようとする支給決定障がい者等は、高額障がい福祉サービス等給付費支給申請書により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、政令第43条の4から第43条の6までの規定により高額障害福祉サービス等給付費の支給の要否について決定し、高額障害福祉サービス費等給付費支給・不支給決定通知書により申請をした者に通知するものとする。

一部改正〔平成18年規則83号・24年25号〕

(特定障害者特別給付費の支給等)

**第20条** 特定障害者特別給付費の支給の決定を受けようとする特定障害者は、介護給付費訓練等給付費地域相談支援給付費特定障害者特別給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、政令第21条及び第21条の2の規定により特定障害者特別給付費の支給の要否について決定し、介護給付費訓練等給付費地域相談支援給付費特定障害者特別給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書により申請をした者に通知するものとする。

3 特定障害者特別給付費の支給方法については、第16条の規定を準用する。

追加〔平成18年規則83号〕、一部改正〔平成24年規則25号〕

(特例特定障害者特別給付費の支給等)

**第21条** 特例特定障害者特別給付費の支給の決定を受けようとする特定障害者は、特例介護給付費特例訓練等給付費特例地域相談支援給付費特例特定障害者特別給付費支給申請書により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前条の規定による申請があったときは、政令第21条の3の規定により特例特定障害者特別給付費の支給の要否について決定し、特例介護給付費特例訓練等給付費特例地域相談支援給付費特例特定障害者特別給付費支給不支給決定通知書により申請をした者に通知するものとする。

追加〔平成18年規則83号〕、一部改正〔平成24年規則25号〕

(自立支援医療費の支給認定等)

**第22条** 自立支援医療費の支給の認定を受けようとする障がい者は、自立支援医療費(育成医療・更生医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受け自立支援医療費の支給の認定を行った場合においては、自立支援医療費認定通知書及び自立支援医療受給者証を交付し、支給の認定を受けた障がい者(以下「支給認定障がい者」という。)の負担額が厚生労働省令その他関係法令

で定める負担上限額に達すると見込まれる場合は、あわせて自己負担上限額管理票を交付し、申請をした者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の支給の認定をしないことの実行を行った場合においては、自立支援医療費認定却下通知書により第1項の規定による申請をした者に認定の却下を通知するものとする。
- 4 第2項及び第3項の規定は、自立支援医療費の支給の再認定又は認定の変更の申請について準用する。

一部改正〔平成18年規則83号・24年25号・25年25号〕

条履歴

(自立支援医療費受給者証等記載事項変更届)

**第23条** 省令第47条に規定する届出書は、自立支援医療費受給者証等記載事項変更届とする。

一部改正〔平成18年規則83号〕

(自立支援医療費の代理受領)

**第24条** 法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(以下「指定自立支援医療機関」という。)は、支給認定障がい者が当該指定自立支援医療機関から自立支援医療を受けたとき(当該支給認定障がい者が当該指定自立支援医療機関に自立支援医療受給者証を提示したときに限る。)は、当該支給認定障がい者からの代理受領に関する委任に基づき、当該支給認定障がい者が支払うべき当該自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費として当該支給認定障がい者に対し支給されるべき額の限度において、当該支給認定障がい者に代わり、市長からその支払いを受けることができる。

- 2 前項の支払いがあったときは、支給認定障がい者に対し、自立支援医療費の支給があったものとみなす。
- 3 指定自立支援医療機関は、第1項の支払いを受けた場合には、当該支給認定障がい者に対し、自立支援医療費の額を通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の支払いに関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができる。
- 5 指定自立支援医療機関は、その提供した自立支援医療について、第1項の規定により、当該自立支援医療の利用者である支給認定障がい者に代わって自立支援医療費の支払いを受ける場合は、当該自立支援医療を提供した際に、当該支給認定障がい者から利用者負担金として、自立支援医療費の基準額から当該指定自立支援医療機関に支払われる自立支援医療費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 6 指定自立支援医療機関は、自立支援医療の提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払いをした支給認定障がい者に対し、領収書を交付しなければならない。
- 7 前項の領収書には、自立支援医療について、支給認定障がい者から支払いを受けた費用の額のうち、自立支援医療費に係るものとその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

一部改正〔平成18年規則83号・24年25号〕

(支給認定取消通知書)

**第25条** 市長は、法第57条第1項の規定により支給の認定を取り消す場合は、当該取消に係る支給認定障がい者に対し、自立支援医療費支給認定取消通知書により行うものとする。

一部改正〔平成18年規則83号・24年25号〕

(療養介護医療費の支給認定等)

**第26条** 療養介護医療費の支給の認定を受けようとする障がい者は、療養介護医療費支給認定申請書(新規・再認定・変更)により、市長に申請しなければならない。

- 2 療養介護医療費の支給については、第22条第2項から第4項まで、第23条、第24条第1項から第7項まで及び第25条の規定を準用する。

追加〔平成18年規則83号〕、一部改正〔平成24年規則25号〕

(基準該当療養介護医療費の支給認定等)

**第27条** 基準該当療養介護医療費の支給等については、前条の規定を準用する。

追加〔平成18年規則83号〕

(補装具費の支給認定等)

**第28条** 補装具費の支給の認定を受けようとする障がい者又は障がい児の保護者は、補装具費支給認定申請書(購入・修理)により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、補装具費の支給の認定を行う場合において、当該補装具の種目等必要があると認めるときは、身体障害者更生相談所の判定並びに法第76条第2項、政令第43条の2及び政令第43条の3の規定により当該補装具費の支給の認定を行うものとする。

- 3 市長は、補装具費の支給の認定を行った場合においては、補装具費支給認定通知書により第1項の規定による申請をした者に通知し、あわせて補装具費支給券を交付するものとする。
- 4 市長は、補装具費の支給の認定をしない場合においては、補装具費支給認定却下通知書により第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。  
追加〔平成18年規則83号〕、一部改正〔平成24年規則25号〕

(備付書類)

**第29条** 市長は、次に掲げる書類を備え、必要な事項を記載しておかなければならない。

- (1) 身体障害者手帳交付台帳
- (2) 身体障害者更生台帳
- (3) 補装具費購入・修理申請受付簿
- (4) 補装具費購入・修理支給台帳

追加〔平成18年規則83号〕

(補装具費の代理受領)

**第30条** 補装具を作製する事業者(以下「補装具作製事業者」という。)は、第28条第3項の規定による支給の認定を受けた者(以下「補装具費支給認定障がい者等」という。)が、当該補装具作製事業者から補装具の購入又は修理を受けたとき(補装具費支給券を交付したものに限る。)には、当該補装具費支給認定障がい者等からの代理受領に関する委任に基づき、当該補装具費支給認定障がい者等が当該補装具作製事業者を支払うべき当該補装具の購入費又は修理費について、補装具費として当該補装具費支給認定障がい者等に対して支給されるべき額の限度において、当該補装具費支給認定障がい者等に代わり、市長からその支払いを受けることができる。

- 2 前項の支払いがあったときは、補装具費支給認定障がい者等に対し、補装具費の支給があったものとみなす。

追加〔平成18年規則83号〕、一部改正〔平成24年規則25号〕

(補装具作製事業者の登録)

**第31条** 前条に規定する代理受領の適用を受けようとする補装具作製事業者は、あらかじめ補装具作製事業者として本市に登録しなければならない。

- 2 前項の規定による登録の手続等については、市長が別に定める。

追加〔平成18年規則83号〕

(委任)

**第32条** 市長は、第3条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る調査を指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者に委託することができる。

- 2 市長は、前項の調査に係る障がい者又は障がい児の保護者が遠隔の地に居住地又は現在地を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。
- 3 市長は、指定障害福祉サービス事業者等、指定地域相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者から介護給付費等又は計画相談支援給付費の請求があったときに行う審査及び支払いに関する事務を国民健康保険団体連合会に、指定自立支援医療機関等から自立支援医療費等の請求があったときに行う審査及び支払いに関する事務を国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

一部改正〔平成18年規則83号・24年25号〕

(様式)

**第33条** この規則の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

一部改正〔平成18年規則83号・24年25号〕

(その他)

**第34条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成18年規則83号・24年25号〕

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**(平成18年規則第83号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。  
(大和市施設訓練等支援費及び特定入所者食費等給付費の支給等に関する規則の廃止)
- 2 大和市施設訓練等支援費及び特定入所者食費等給付費の支給等に関する規則(平成15年大和市規則第8号)は、廃止する。  
(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、現になされている事務については、この規則に基づいてなされたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際、現に調整されている用紙が現存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

**附 則**（平成19年規則第62号）  
この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年規則第25号）  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月29日規則第25号）  
この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定、第9条第1項の改正規定、第10条第2項の改正規定、第15条の改正規定並びに別表第4号様式の項、第11号様式の項及び第16号様式の項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

**別表**（第33条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	介護給付費訓練等給付費地域相談支援給付費特定障害者特別給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書	第3条及び第20条
第2号様式	世帯状況・収入・資産等申告書	第3条、第6条及び第9条
第3号様式	申請取下届	第3条
第4号様式	障害支援区分認定通知書	第4条
第5号様式	介護給付費訓練等給付費地域相談支援給付費特定障害者特別給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書	第4条及び第20条
第5号の2様式	利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書	第4条の2
第6号様式	却下決定通知書	第4条及び第10条
第7号様式	障害福祉サービス受給者証	第4条、第12条及び第18条
第7号の2様式	地域相談支援受給者証	第4条、第12条及び第18条
第8号様式	特例介護給付費特例訓練等給付費特例地域相談支援給付費特例特定障害者特別給付費支給申請書	第6条及び第21条
第9号様式	特例介護給付費特例訓練等給付費特例地域相談支援給付費特例特定障害者特別給付費支給不支給決定通知書	第7条及び第21条
第10号様式	介護給付費訓練等給付費地域相談支援給付費特定障害者特別給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書	第9条
第11号様式	障害支援区分変更認定通知書	第10条
第12号様式	介護給付費訓練等給付費地域相談支援給付費特定障害者特別給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額免除等変更決定通知書	第10条
第13号様式	支給決定取消通知書	第11条
第14号様式	受給者証記載事項変更届	第13条
第15号様式	受給者証再交付申請書	第14条
第16号様式	障害支援区分認定証明書	第15条
第17号様式	サービス等利用計画案提出依頼書	第18条
第18号様式	計画相談支援給付費支給申請書	第18条

第19号様式	計画相談支援依頼(変更)届出書	第18条
第20号様式	計画相談支援給付費支給(却下)通知書	第18条
第20号の2様式	モニタリング期間変更通知書	第18条
第20号の3様式	計画相談支援給付費支給決定取消通知書	第18条
第21号様式	高額障害福祉サービス等給付費支給申請書	第19条
第22号様式	高額障害福祉サービス等給付費支給・不支給決定通知書	第19条
第23号様式	自立支援医療費(育成医療・更生医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更)	第22条
第24号様式	自立支援医療費認定通知書	第22条
第25号様式	自立支援医療受給者証	第22条及び第24条
第26号様式	自己負担上限額管理票	第22条
第27号様式	自立支援医療費認定却下通知書	第22条
第28号様式	自立支援医療費受給者証等記載事項変更届	第23条
第29号様式	自立支援医療費支給認定取消通知書	第25条
第30号様式	療養介護医療費支給認定申請書(新規・再認定・変更)	第26条及び第27条
第31号様式	療養介護医療費認定通知書	第26条及び第27条
第32号様式	療養介護医療受給者証	第26条及び第27条
第33号様式	療養介護医療費認定却下通知書	第26条及び第27条
第34号様式	療養介護医療受給者証等記載事項変更届	第26条及び第27条
第35号様式	療養介護医療費支給認定取消通知書	第26条及び第27条
第36号様式	補装具費支給認定申請書(購入・修理)	第28条
第37号様式	補装具費支給認定通知書	第28条
第38号様式	補装具費支給券	第28条及び第30条
第39号様式	補装具費支給認定却下通知書	第28条

全部改正〔平成18年規則83号〕、一部改正〔平成19年規則62号・24年25号・25年25号〕